

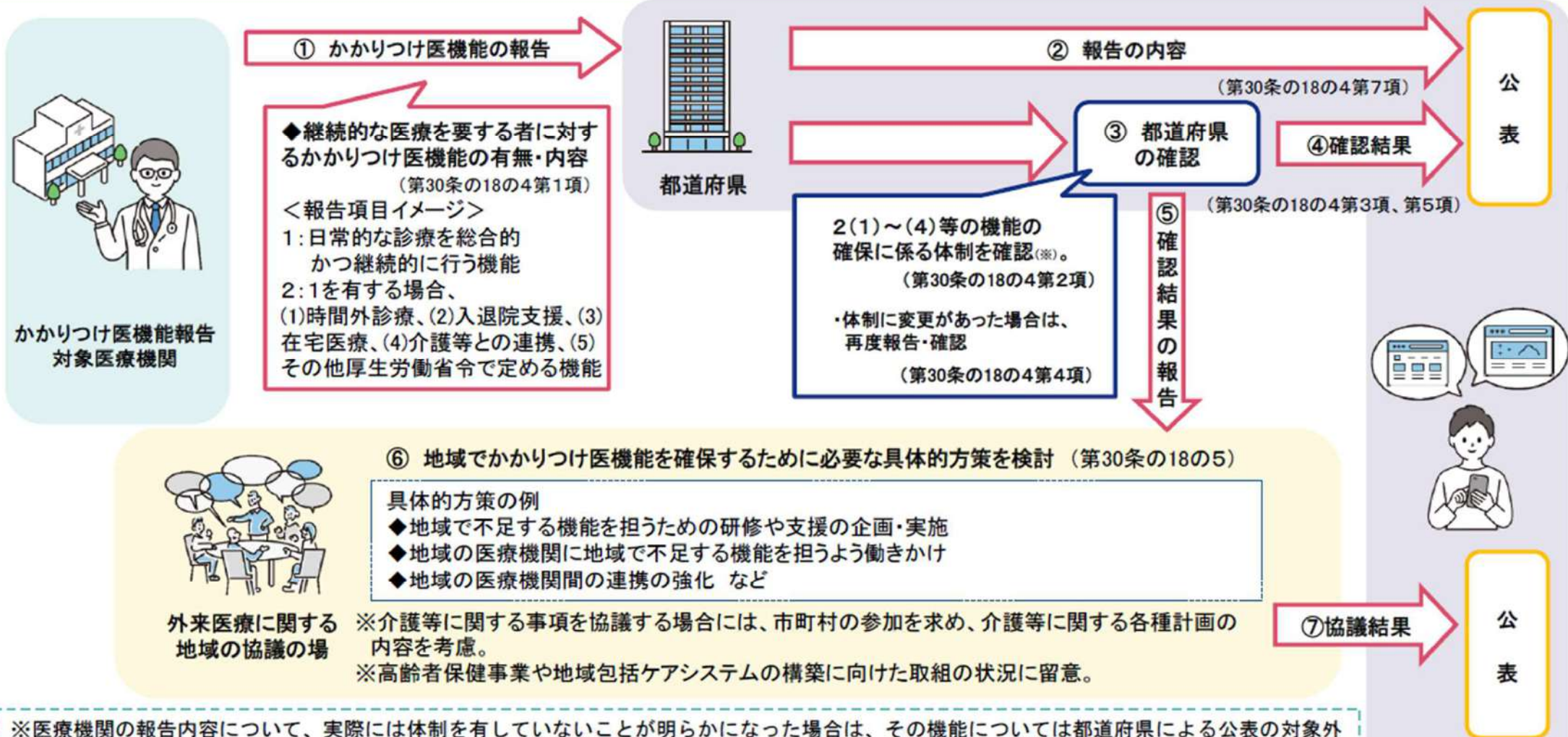
かかりつけ医機能が発揮される 制度整備について

令和 8 年 3 月 1 9 日

医療介護政策課

かかりつけ医機能報告概要

- 慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表。



※医療機関の報告内容について、実際には体制を有していないことが明らかになった場合は、その機能については都道府県による公表の対象外医療機関の報告懈怠・虚偽報告等の場合は報告・是正の命令等(第30条の18の4第6項等)

広島県の報告状況

＜＜3月2日時点の報告率（厚生労働省調べ）＞＞

- ・ 広島県； **75.35%**（全国平均； **52.27%**）
（47都道府県中 **3**位）

＜＜3月9日現在の報告率（広島県調べ）＞＞ 注）統計上、廃止中の医療機関を除く。

- ・ 報告対象^{注）} 2, 775施設（うち診療所2, 546施設）中

A 報告済； 2, 148施設（うち診療所1, 946施設）

報告率 = $2148 / 2775 =$ **77.4%**

（うち診療所 $1946 / 2546 =$ **76.4%**）

B 報告中； 186施設（うち診療所165施設）

C 未報告； 441施設（うち診療所435施設）

※報告率の向上を目的として、上記3月2日時点で報告を完了していない対象医療機関に対し、個別に催促はがきを郵送（3月13日発送）。

- 2次保健医療圏域別の報告状況

(3月9日現在)

圏域	医療機関全体						うち診療所					
	報告対象	A報告済	A報告率	B報告中	C未報告	B+C施設数	報告対象	A報告済	A報告率	B報告中	C未報告	B+C施設数
広島	1,469	1,162	79.1%	101	206	307	1,377	1,080	78.4%	93	204	297
広島西	133	113	85.0%	7	13	20	120	101	84.2%	7	12	19
呉	243	182	74.9%	18	43	61	214	161	75.2%	13	40	53
広島中央	187	155	82.9%	5	27	32	168	136	81.0%	5	27	32
尾三	204	151	74.0%	15	38	53	183	132	72.1%	13	38	51
福山・府中	442	317	71.7%	32	93	125	397	277	69.8%	27	93	120
備北	97	68	70.1%	8	21	29	87	59	67.8%	7	21	28
広島県	2,775	2,148	77.4%	186	441	627	2,546	1,946	76.4%	165	435	600

● 催促はがき内容



料金別納
郵便

**令和7年度
かかりつけ医機能報告制度・医療機能情報提供制度
に係る定期報告のご案内**

説明 **かかりつけ医機能報告制度・医療機能情報提供制度とは**

医療機関の管理者が、医療機能に関する情報を知事に報告し、それを知事が公表することを義務付けた制度です
(医療法第6条の3及び医療法第30条の18の4)。

かかりつけ医機能報告制度		医療機能情報提供制度
全ての病院・診療所 〔特定機能病院及び 歯科医療機関を除く〕	対象	県内に所在する 全ての医療機関

まだご報告がお済みでない医療機関におかれましては、
制度へのご協力をお願いします。

 ● **令和8年3月31日(火)まで報告可能です。**
※すでにご報告済みの場合は、本通知と行き違いとなりますことを
何卒ご容赦ください。



広島県
 〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52
メールアドレス
 かかりつけ医機能報告制度：kakarichousa@pref.hiroshima.jp
 医療機能情報提供制度：lmuchousa@pref.hiroshima.jp

G-MISによる定期報告の流れ

STEP 1 G-MIS にログイン
 G-MIS ユーザ名とパスワードを入力

STEP 2 内容を入力



「かかりつけ医機能報告制度」を入力

報告内容入力後「報告」をクリック
報告状況が「報告済」になったことを確認



「医療機能情報提供制度」を入力

STEP 3 広島県HP/医療情報ネットで公表

かかりつけ医機能報告制度 留意事項

■報告したにもかかわらず、このはがきが届いた場合、報告済にならず、
報告中のままになっている可能性があります。報告状況を今一度ご確認ください。

■G-MISで1号機能を登録したが、報告が完了できない。
 2号機能は無回答とする場合でも、各2号機能の「入力」ボタンを開き、未入力のまま画面下部の
 「登録」ボタンを押して、入力情報を「入力完了」にする必要があります。
 1号機能、2号機能の入力状況がすべて「入力完了」となったことを確認後、「報告」ボタンを押すと
 報告済となります。

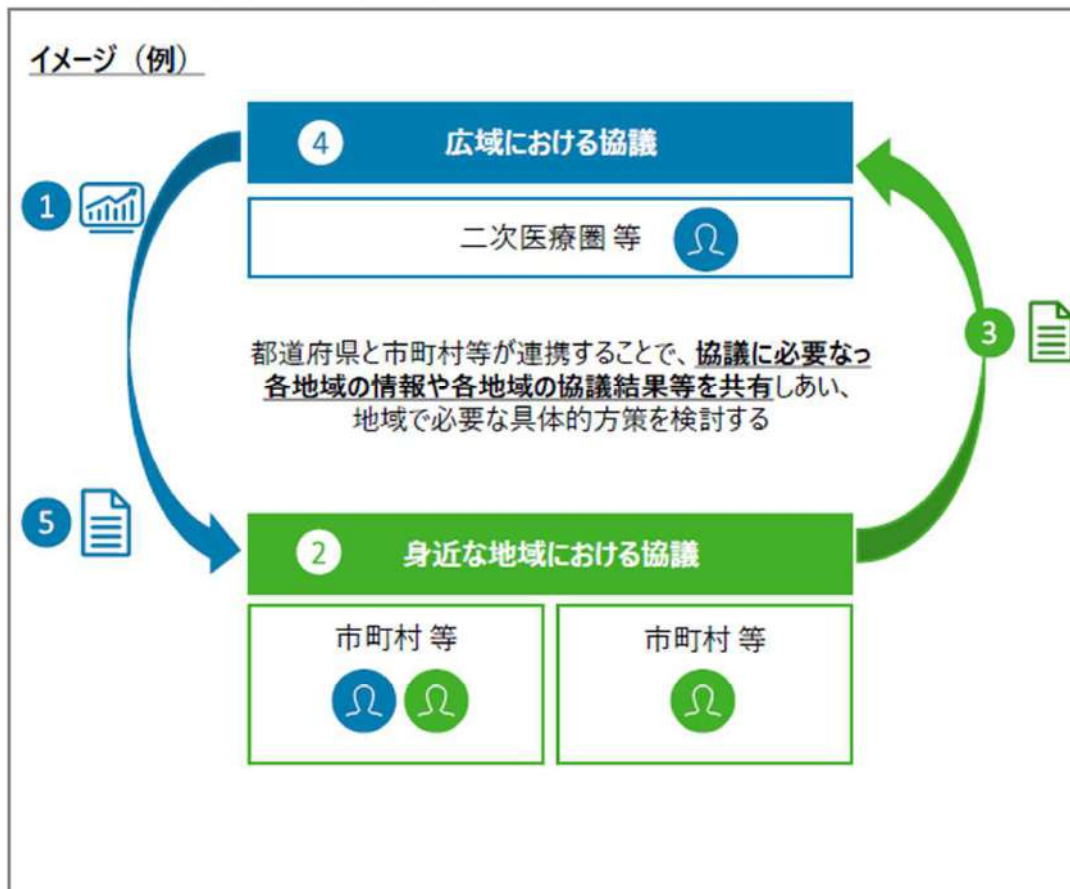
■かかりつけ医機能報告制度の報告項目「院内掲示による公表」について
 1号機能の報告項目「具体的な機能」の有無及び「報告事項」の院内掲示による公表について、
 G-MISによる報告後、遅滞なく掲示する場合は、「院内掲示による公表」について「有り」と報告し
 て差し支えありません。
 なお、G-MIS報告画面より、院内掲示用の帳票が出力できる仕様となっておりますので、ご活用く
 ださい。

※ G-MISや県ホームページ上でも、同様の内容を周知する。

かかりつけ医機能に係る協議の場の進め方について（例）

- かかりつけ医機能の協議は、身近な地域における医療・介護の実情や不足する機能の課題等を把握した上で、当該課題等を協議に反映し、具体的方策の検討を行うことが重要であると考えています。
- 従って、都道府県が介護や福祉分野の実情等を把握する市町村等とも連携して協議体制を検討することが重要であり、例えば、広域的な観点から検討を行う協議と身近な地域において検討を行う協議について、それぞれの協議の内容を共有しながら、地域において必要な具体的方策等を検討することが考えられます。

かかりつけ医機能に係る協議体制（例）

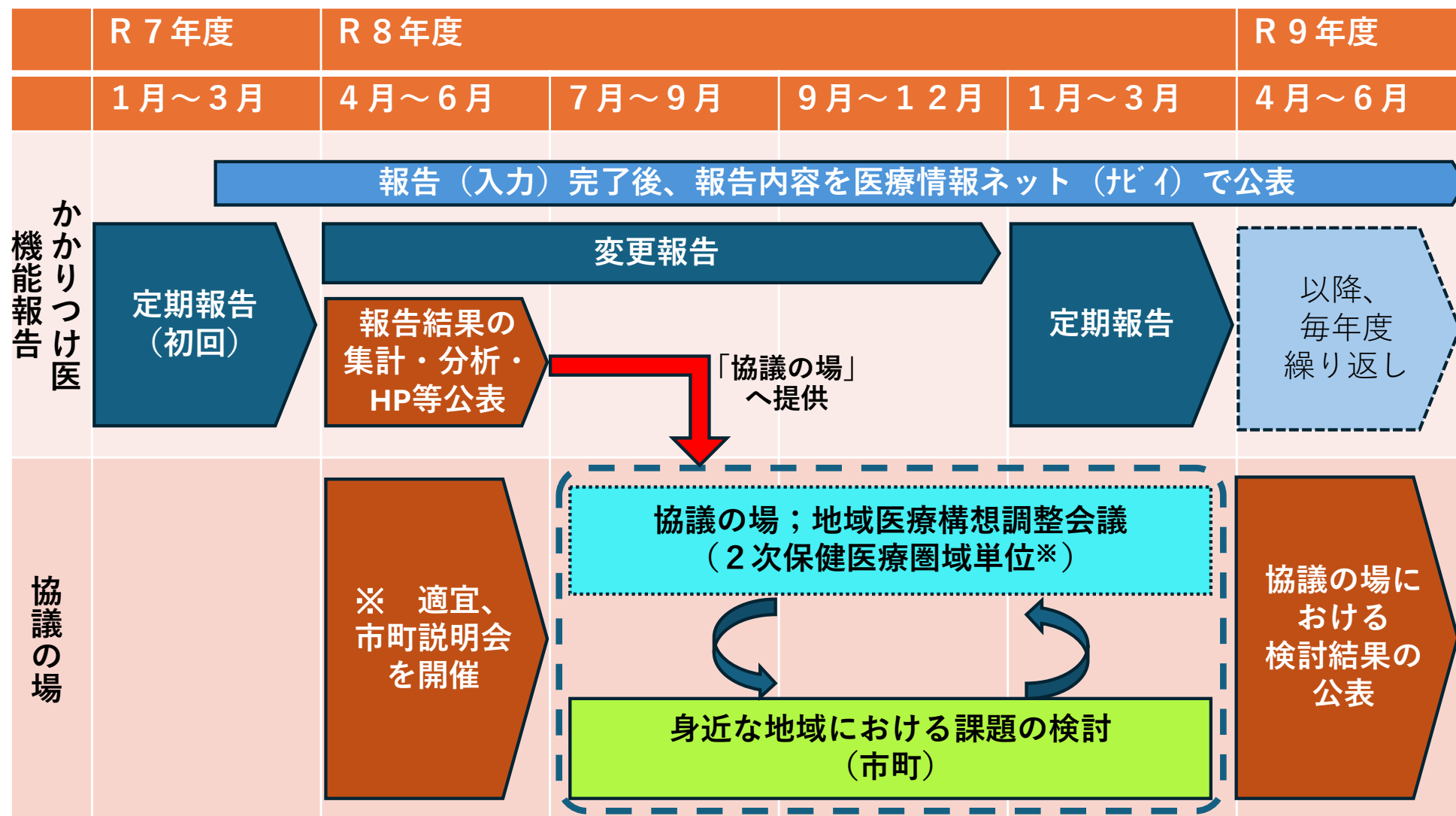


協議の進め方（例）

No	具体的な実施内容（例）
1	身近な地域における協議へのデータ等の情報提供や協議結果の共有等を依頼 都道府県は、身近な地域の関係者へのヒアリング等により、地域の課題等を把握し、報告データ等も参照して、協議課題を検討。 都道府県は、各地域へ必要な情報提供を行うとともに、協議結果の共有などを依頼。
2	身近な地域における協議でのかかりつけ医機能に関する協議 都道府県や市町村等は、報告データや市町村等が所持するデータ等も活用しつつ、身近な地域における課題や具体的方策等について協議。 ※市町村等が実施する協議であっても、都道府県は、かかりつけ医機能に係る協議が円滑に行われるよう必要な支援を行う。
3	身近な地域における協議結果の共有 都道府県や市町村等は、身近な地域における協議結果を整理。 都道府県は、当該結果を踏まえつつ、広域的な観点から協議を行うことが望ましい課題等について検討。
4	広域における協議でのかかりつけ医機能に関する協議 都道府県は、身近な地域における協議結果も踏まえながら、広域的な観点から検討を行うことが望ましい課題等について協議を行う。
5	広域における協議の場での協議結果の共有 都道府県は、広域における協議結果を身近な地域における協議へ反映できるよう、身近な地域における協議に共有し必要な調整を行う。

※身近な地域におけるかかりつけ医機能の課題等を適切に把握して協議を行うことが可能である場合には、このスキームに限る趣旨ではない。

協議に関するスケジュール案



※ 広島圏域については規模が大きいことから、さらに広島市、安芸郡、芸北地域の3エリアに分けて、協議の場を設定する。